

「特定少年」となった18歳、19歳

弁護士・上智大学法科大学院教授 岩崎 政孝

18、19歳は、今年4月1日から「特定少年」とも呼ばれています。改正された「少年法」による取扱いの場面のことです。

少年法は、犯罪への関与が疑われる20歳未満の「少年」を対象にした刑事事件の手続を定めた法律です。少年法では、「刑事処分」＝「刑罰」ではなく、「保護処分」が優先的に選択されます。「保護処分」には、保護観察、児童自立支援施設送致、少年院送致などの種類がありますが、家庭裁判所による科学的な調査・審判に基づき、少年の成長発達に配慮した健全な育成・改善更生を目的にして、それぞれの少年の事情に適した「保護処分」が選択されます。少年は、成長発達の過程で人格形成の途上にあり、精神的に未熟な反面で可塑性・教育可能性が豊かなので、保護処分による専門的な働きかけが適切で効果があります。

18、19歳が「特定少年」となったのは、激しい議論の末、「少年」として少年法を適用し保護処分の対象にする4月以前の取扱いが維持されたためです。4月からは18歳未満の未成年者と区別する場面では、「特定」少年という法律用語が使われています。

何歳を区切りとする法制度が適切か

今年の3、4月、18歳成人という多くの報道を見聞きされたと思います。です

から、“特定少年となった18、19歳”というタイトルにあれっと思われた方がいたかもしれません。先の報道は、民法4条が改正され、「年齢18歳をもって、成年とする。」という条文が4月1日から施行されたことに基づきます。民法では、成年と未成年の区切りが20歳から18歳に変更されました。

民法の成年年齢が18歳になった結果、18、19歳は、自分独りの判断で、財産的取引も含む様々な社会的な法律行為ができるようになりました。未成年者は、契約などの権利義務に関する法律行為をするには法定代理人(親権者や未成年後見人)の同意を得なければならないという制限がありますので、18、19歳は行動の自由が格段に広がったといえます。

その反面、未成年者の場合、未成年者が単独で行った法律行為には法定代理人や本人に取消権があり、法定代理人が取消権を使って未成年者を保護することができます。そこで、従来の20歳の区切りを支持する強い意見もありました。このように法制度の年齢による区分は、簡単に結論が出ることではありません。

選挙権年齢を18歳にする意味は

少年法の適用年齢の改正の議論は、2007年に憲法改正手続に必要な国民投票の投票権者が18歳以上の者となったことに遡ります。これを契機に他の法制

度についても検討が始まりました。その結果、選挙権年齢や成年年齢は18歳に引き下げられました。

選挙権年齢ですが、日本のような代表民主制の国の選挙権は、政治社会に関する意思決定に間接的に参加する資格です。そのため、政治的な判断力が成熟した後の年齢を選挙権年齢とする制度設計もあり得ます。この点で、公職選挙法の改正では、少子高齢化が急速に進む中で、将来を担う若年者の積極的な社会参加を促す必要があるという考え方から、18歳以上の者を一人前の大人とみて将来の国づくりの中心にするという政策的な判断が優先されました。世界199の国・地域の議会の約9割が18歳選挙権を認めているという実情なども参考にされています。選挙権年齢の場合には、将来を担う18、19歳の政治意識と政治参加を促進させるという積極的な意図が背景にあり、さらに選挙権という権利が与えられる利益こそあれ不利益はないという判断がありました。

成年年齢を18歳にする意味は

選挙権年齢が「政治社会」で意思決定ができる資格を定めるのに対して、民法の成年年齢は「市民社会」(市民生活)で自律的な意思決定ができる資格を定める点で違いがあります。しかし、成年年齢も選挙権年齢と同じ18歳となりました。市民社会における基本法である民法でも、18歳以上の者を自ら就労して得た金銭などを自らの判断で取引に使うことができる独立の主体として位置付けて、経済活動の面でも一人前の大人として扱い、

選挙権年齢と揃えることが「法制度の一貫性や整合性」の点から適当と考えられたからです。成年年齢の判断では、多くの先進国(OECD加盟国の約9割)では成年年齢が18歳とされていること、18、19歳で独立して生活している者がいること、8割を超える大学生がアルバイトをしていることなども参考にされました。

18歳成年には、選挙と違い、経済活動では権利(債権)だけではなく義務(債務)も負うことがあるという視点からの異論がありました。現実には18、19歳の判断能力の成熟度はまちまちなので、適切な判断ができずに悪質・不利益な経済取引に巻き込まれる危険があるという懸念が強く指摘されました。この点に関しては、若年者の自立を促す施策や消費者被害の拡大防止の施策など民法改正に向けた環境整備をすることが国会の附帯決議で確認され、改正が成立しました。

成年年齢の改正では、若年者の自己決定権の尊重、社会的参加の機会の付与という積極面が重視され18歳に引き下げられましたが、義務を負うという面では、法教育や消費者教育が一段と重要になります。また、附帯決議で示された若年者を取り巻く環境整備が不十分であれば、法改正による不利益が18、19歳の若者に生じることを忘れてはなりません。

少年法の適用対象年齢の議論は

少年法の適用対象年齢にも、様々な議論がありました。少年法改正を審議した法制審議会での当初の議論では、選挙権年齢や成年年齢が引き下げられたことに合わせて18、19歳を少年法の適用対象

から外すという立場が優勢だったほどです。「法制度の一貫性・整合性」の観点から、民法の改正で18、19歳を成人とし、自ら単独で自律的な意思決定ができる資格を与えたのだから、犯罪に対する意思決定を裁く刑事手続でも他の大人と同じ扱いをすべきだという考え方です。

これに対し、18、19歳を大人と同じに扱うべきではないという反論も以下のように成り立ちます。

第一の視点は、少年法による「保護処分」の有効性です。少年法に基づき家庭裁判所で保護処分を付される中心年代は18、19歳です。家庭裁判所、保護処分を実施する少年院や保護観察所の関係者からは、18、19歳に対する保護処分が有効に機能しているとの意見が示されました。保護処分によって成長発達に配慮した健全な育成・改善更生が実現されているというものです。もし刑事処分で臨むことになれば、現在と比較して対象者の健全な育成・改善更生が十分に図られない可能性が生じますが、それは本人のためのみならず、再犯の防止による治安の維持という社会の利益のためにも適切ではありません。

第二の視点は、第一の背景にある考え方で、少年事件の被疑者の特徴に照らすと、「保護処分」の選択が適切というものです。少年事件の被疑者には、親などからの虐待、学校でのいじめなど成育過程に問題を抱える者が含まれています。また、本人の資質、家庭や友人関係などの成育環境に課題がある者も少なくありません。このような特徴に照らすと、「保護処分」を選択し、本人や環境に積極的に

働きかけて健全な育成・改善更生を図ることに意義があるという考え方です。

第三の視点は、事件の結果を大人の刑事事件のように本人の自己責任だけに帰着させることは不当というものです。主に2つの根拠から裏付けられます。まず、少年事件の発生には、少年の資質や環境が強く影響しているという点です。少年は未熟性に加えて、成育環境等の影響性も強いため、犯罪性が根深くなく、事件の責任をすべて本人に帰すことはできないと考えられます。次に、人格形成や意思決定に関わる脳機能が18、19歳では発達途上にあるという点です。最近の脳科学の知見では、例えば衝動的行動の抑制にとって重要な脳機能は、成熟が最も遅い領域とされて20代前半に大人の状態になるといわれています(デイヴィッド・イーグルマン『あなたの脳のはなし』〔2019年、早川文庫〕27頁など参照)。18、19歳には未成熟性や成育環境などのハンディキャップがあるので、衡平的な正義の観点からは、20歳以上の大人と同列に扱うことは不合理な面があると指摘できます。

18歳で一律に区分する必要があるか

確かに「法制度の一貫性」があれば、一般に分かり易いとはいえませす。法律毎に適用となる年齢が違えば、法律の適用場面毎に確認が必要になるからです。また、法律の種類に大きな違いがなければ、適用年齢を異にする合理的な根拠がないので、類似の法律では「法制度の整合性」が重要になります。

法制度の一貫性・整合性は、できるだ

け望ましい形式的な基準ではありますが、それ以上に重要なのは、法の目的との適用年齢の実質的な一致です。それは、法が目的に従って適切に運用されるために必要だからです。民法の成年年齢の場合には、「市民社会」における自律的な意思決定の資格を定める目的に従って、自分独りで契約その他の意思決定ができる年齢という観点から決めることとなります。これに対して、少年法の適用対象年齢は、対象者の健全な育成・改善更生を図るという目的や治安の維持等の社会の利益に照らして、「保護処分」の取扱いを何歳まで行うことが適切かという観点から年齢を定める必要があります。民法（民事法）と少年法（刑事法）のように法律の目的が違えば、区切りの年齢が違うという結果もあり得るのです。

選挙権年齢や成年年齢の「18歳」という年齢区分と異なる区分が、今後も維持される法律が少年法以外にもあります。未成年者の喫煙や飲酒を禁じる法律は、対象者の健康を守るという目的で「20歳未満の者」の喫煙や飲酒を禁じる法律として存続します。法律の目的が違えば、年齢区分が違うという例です。ちなみに、競馬や競輪を規制する法律も、同様に「20歳未満の者」の投票券の購入を禁じています。これに対し、スポーツ振興投票に関する法律は、一般的な高校卒業の年齢に合わせて、従前から「19歳未満の者」のスポーツ振興投票券（totoなど）の購入や譲渡を禁止しています。宝くじに関する法律では年齢制限は設けられていません。このような法律の規制の違いの合理性を考えてみてください。

特定少年となった18、19歳の取扱いは

2022年4月以降も、20歳未満の者の少年刑事事件は、家庭裁判所で全ての事件が取り扱われます。ただし、家庭裁判所の結論が出るまでに20歳の誕生日を迎えた場合は、事件は検察官に戻されて、刑事裁判で審理するかどうかが決めます。

18、19歳には、以下のように「特定少年」としての特例的な取扱いが一部にあります。民法改正による成年者として、社会で責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になったことが特例の理由とされています。

第一に、20歳以上と同じ「刑事処分」で対応することを原則とする事件の種類が形式上広がったことです。少年刑事事件の場合、家庭裁判所の審理の結果、「刑事処分」で対応することが適切と判断された例外的なケースに限り、検察官に事件が逆送致されています。非常に重大で保護処分での対応が困難な事件などがこれに当たります。「特定少年」には、故意の犯罪で被害者が死亡した事件のほかに、今回、事件当時18歳以上だった場合の強盗事件などが「刑事処分」での対応を原則とする事件の種類に加わりました。しかし「強盗」を例にとると、一口に「強盗」といっても、実は「窃盗」に近い態様の事件なども含まれていますし、事件の背景も多様です。「刑事処分」での対応を原則とする事件の種類でも、家庭裁判所でしっかり調査をして、ケース毎に「保護処分」で対応することが適切か否かを少年法の目的に照らして丁寧に審理することが今後も必要となります。

第二に、家庭裁判所の審理の結果、事件当時18歳以上だった事件につき「刑事処分」で対応することになり、刑事裁判で正式に起訴された場合(略式手続での罰金刑を除く。)に限り、本人を推知させる事件報道の禁止原則が及ばなくなりました。憲法13条の幸福追求権に基づいて、少年法61条は、事件報道による犯罪者という社会的烙印を押されることなく社会に復帰し、健全に成長発達して更生する権利を少年に保障して、本人を推知できる内容の事件報道を禁止しています。刑事裁判で正式起訴された「特定少年」に少年法61条の推知報道の禁止原則が及ばなくなる影響は大きいと考えられますが、「特定少年」の更生の大きな支障となる安易な実名報道が行われないように注視していく必要があります。

おわりに

保護処分により少年の健全な育成・改善更生を図るという少年法の目的は「保護・教育主義」とも言われますが、少年の責任を不問に付した教育や更生を考えているわけではありません。少年法に基づ

く調査・審判手続では、少年に対し自らの生活や生い立ちを省みて事件に関与した原因や責任を深く考察することが求められます。被害者の痛みを理解した真摯な謝罪や被害弁償も問われます。事件の重みも勘案して保護処分は選択されますが、少年院での矯正教育が選択された場合には施設内での生活を余儀なくされます。少年の年齢に照らせば、保護処分も少年の心身にとって相応の負担となる処分です。

18、19歳に少年法が適用され、保護処分が選択されることは、本人にとっても社会にとっても積極的な意義があると捉えて、本人の自覚に基づく主体的・自律的な立ち直りを支援していくことが豊かな社会を築くためにも大切です。



岩崎 政孝(いわさき まさたか)

||
P
R
O
F
E
S
S
I
O
N
A
L
||

弁護士(虹の橋法律事務所)
上智大学法科大学院教授

共著として、『教育判例ガイド』(有斐閣)、『学校問題ケースブック』(第二東京弁護士会)、『新・少年事件実務ガイド(第3版)』(現代人文社)、『少年事件報道と子どもの成長発達権』(同)など。第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会と日本弁護士連合会子どもの権利委員会に所属し、子どもの権利・学校・教職員関連事件や少年刑事事件の実務経験が多数ある。

